

可搬消防ポンプ積載車売却仕様書

1 売却する車両

消防車両 2 台 「可搬消防ポンプ積載車詳細 別紙 1・2」 のとおり

※ 2 台一括売却であり、個別での売払いは行わない。

2 摘要

- (1) 売却車両は、現状有姿での引渡しとする。(バッテリー上がり、車検切れの為自走不可扱い)
- (2) 売却車両について、引渡し後に隠れた瑕疵等を発見しても、大東市は一切の責任を負わない。
- (3) 一度引渡しした車両は、いかなる理由があっても返品は認めない。
- (4) 売却車両の契約や搬送等にかかる費用は、買受人が負担するもの。
- (5) 引渡し後の車両の保管は、買受人の責において行い、引き渡し場所や路上等に放置しないこと。また、大東市が求めた場合、保管場所の所在地、所有者、管理者等を明らかにする書面を提出すること。
- (6) 買受人は、車両のサイレン装置、赤色灯、消防章及び隊別標識を車両引渡し後 20 日以内に取り外すこと。また、取り外したサイレン装置等は適切に廃棄すること。
- (7) 買受人は、車両の消防団所属名等の文字を車両引渡し後 20 日以内に塗りつぶし等により削除すること。文字がシール等で貼付されている車両においては、シールを剥がした後に文字が識別できる跡が残った場合は、その跡も塗りつぶし等により削除すること。
- (8) サイレン装置等の取り外し及び車両の消防団所属名等の文字の削除を行った証明として、車両の前方、左右、後方、キャブ内電子サイレンアンプの写真を引渡し後 20 日以内に提出すること。
- (9) 自動車検査書の移転登録等
売却車両については、契約後速やかに、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づき名義変更又は一時抹消を行ったうえで、名義変更の場合は自動車検査証記録事項等証明書、一時抹消の場合は登録識別情報通知書の写しを大東市危機管理室に提出すること。
- (10) 車両の引き渡し時に受領書を大東市危機管理室に提出すること。

3 引き渡し場所

- (1) 消防車両売却詳細 別紙 1：大阪府大東市谷川 1 丁目 1 番 1 号 大東市役所地内
- (2) 消防車両売却詳細 別紙 2：大阪府大東市北条 4 丁目 7 番 19 号

4 売却の方法

有効な入札を行った者のうち、買受け価格について予定価格を超えかつ最も高い金額で提示した者を売却予定者に決定する。

なお、提示する金額に消費税（地方消費税を含む）及び自動車リサイクル預託金が加算された金額が売買代金となる。

また、売買契約、名義変更、搬送手続きにかかる費用は、買受人の負担とする。

5 引き渡しについて

代金全額の納付を確認後、車両の引き渡しを行い、その引き渡し時をもって所有権が買受人に移転するものとする。

なお、車両の運搬については、買受人の負担により行うものとする。

6 入札保証金及び契約保証金について

(1) 入札保証金

入札者の入札予定金額の 10%とする。

(2) 契約保証金

契約代金の 10%とする。ただし、大東市契約規則第 31 条第 2 項第 3 号もしくは第 4 号に該当する場合は保証金を免除とする。

7 担当課

危機管理室

8 その他

この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、買受人と大東市の間で、別途協議を行うものとします。